

公共施設における
コインパーキング整備運営事業者募集要項

岡 崎 市

目次

I	趣旨	1
II	募集の概要	1
1	募集の方法	1
2	対象物件	1
3	許可期間	1
4	公募参加の資格	1
5	公募スケジュール	1
6	事業者の選定	1
7	事業者の決定の取消し	1
8	その他	2
III	応募に関する事項	2
1	事前審査について	2
2	見積書について	3
3	事業者の候補者の決定方法	3
4	目的外使用許可の申請について	4
IV	許可に関する事項	4
1	使用の方法	4
2	使用料の納付	4
V	本事業における仕様	4
1	使用物件	4
2	使用用途	4
3	使用期間	4
4	土地使用料	5
5	駐車場の整備	5
6	駐車場の管理運営	5
7	使用許可の取消し又は変更	6
8	原状回復	6
9	損害賠償	6
10	費用負担	6
11	制限事項	7
12	その他	7
VI	募集に関する問合せ先	7

【資料】

- 資料 1 物件調書
- 資料 2 公募スケジュール
- 資料 3 整備にあたっての条件
- 資料 4 管理運営にあたっての条件
- 資料 5 見積書記載例
- 資料 6 行政財産目的外使用許可書（案）
- 資料 7 対象物件周辺の計画等

【様式】

- 様式 1 公募参加申込書兼誓約書
- 様式 2 整備運営企画書
- 様式 3 役員名簿
- 様式 4 見積書

I 趣旨

岡崎市では、施設の適正な管理運営及び公有財産の有効活用を図ることを目的として、公募により一般車駐車場整備運営事業者（以下、「事業者」という。）を選定します。

この要項に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、駐車場法、駐車場法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例の定めるところによって処理します。

II 募集の概要

1 募集の方法

市ホームページ、市広報誌等によって募集を行います。

2 対象物件

岡崎市羽根西新町 23 番

詳しくは、「V 本事業における仕様」の「1 使用物件」及び資料 1 「物件調書」を御覧ください。

3 許可期間

令和 5 年 10 月 1 日（日）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで。

4 公募参加の資格

現在、岡崎市内で時間貸し駐車場を自ら設置運営する法人（岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。）で、事前審査を受けた者に限ります。

ただし、下の事項に該当する場合は参加できません。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ・ 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者
- ・ 市税等の滞納がある者

5 公募スケジュール

資料 2 「公募スケジュール」を御覧ください。

※応募の手続についても記載していますので、必ず御確認ください。

6 事業者の選定

公募参加資格を有する者のうち、公募物件に対し、本市が設定する最低使用料で、かつ提案価格について最高の価格で応募申込を行った者を事業者とします。

7 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 事業者が応募の資格を失った場合
- (3) (1)、(2)のほか、事業者が使用許可の相手方として不相当と認められる場合

8 その他

- (1) 応募の手續に関する一切の費用については、事業者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定後に選定結果又は本要項の内容等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申立てることはできません。

III 応募に関する事項

1 事前審査について

(1) 必要書類

事前審査に必要な書類及び添付書類は次のとおりです。

様式は、市のホームページからダウンロードできます。

※市 HP トップ>市の組織>まちづくり推進課>コインパーキング整備運営事業者募集

名 称	様式	必要部数
公募参加申込書兼誓約書	様式 1	各 1 部
整備運営企画書	様式 2	
役員名簿	様式 3	
法人の登記事項証明書 (履歴事項証明書又は現在事項証明書)	—	
市税等納税証明書 (滞納のないことの証明) ※市内の方は、本市のもの ※市外の方は、所在地等のもの (本市において、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の課税がある場合は本市のものも必要) ※国税、県税については不要です。	—	

※証明書は、発行から 3 か月以内のものに限ります。

(2) 事前審査書類提出の留意事項

ア 受付期間は、令和 5 年 5 月 18 日 (木) から 6 月 19 日 (月) までです。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。※閉庁日を除く

イ 郵送での提出も可能です。その場合でも令和 5 年 6 月 19 日 (月) の午後 5 時 15 分必着です。(郵送により提出される場合は、配達証明郵便の御利用をお勧めします。)

ウ 事前審査書類は、合否にかかわらず返却しません。

エ 参加資格の確認のために、岡崎警察署に照会させていただきます。

(3) 審査方法等

まちづくり推進課において書類審査を行います。審査結果が不合格の場合、見積書受付最終日（令和5年7月18日（火））までに連絡します。この場合、既に提出された事前審査書類は返却しません。なお、審査結果が合格の場合は、連絡はしません。

2 見積書の提出について

(1) 見積書の様式及び記載方法

ア 見積書は所定の様式（様式4）を使用してください。また、資料5「見積書記載例」を参考に、記載してください。

イ 見積書に記載する金額は、土地使用料の1年分を記載してください。（土地使用料に消費税はかかりません。）

※初年度は、日割りした金額が納付金額となります。

※見積書の記載金額は最低使用料以上としてください。（「V 本事業における仕様」参照）

※必ず整備費用を考慮した金額としてください。

ウ 見積書はあらかじめ、封筒に入れ封緘及び割印をし、裏面に申込者の所在地及び名称を記載してください。封筒については、市販の長形3号（120mm×235mm）で構いません。封筒は、下の記載例のとおり記入してください。

(表)

見積書在中
コインパーキング整備運営事業者募集関係

(裏)

申込者所在地
名称及び代表者氏名

㊞は、見積書の押印と同一印

(2) 見積書提出の留意事項

ア 受付期間は、令和5年7月3日（月）から7月18日（火）までです。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。※閉庁日を除く

イ 見積書は持参してください。

ウ 見積書の作成にあたっては、必ず現地を確認してください。岡崎市市街地整備課発注の整備工事にて、出入口付近の縁石を取壊し完了予定です。

※現地説明会にて詳細を説明します。

エ 一度提出した見積書の変更又は取消しはできません。

3 事業者の決定方法

最低使用料以上の見積書記載金額のうち、最高額の者を事業者とします。ただし、当該事業者が設置の意思を示さなかった場合は、次いで高い価格で申込みをした者を事業者とします。なお、同価格での応募者が2者以上いる場合は、当該応募者立会いのもと、くじ引きで決定します。（令和5年7月25日（火）午前10時予定）。

事業者を決定次第、該当者にお知らせします。また、結果は後日、市ホームページで公表します。

4 目的外使用許可の申請について

目的外使用許可申請書は、事業者に決定した者に様式を送付又は送信します。

受付期間は、令和5年8月15日（火）までです。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。※閉庁日を除く

IV 許可に関する事項

1 使用の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可により行います。行政財産目的外使用許可書については、資料6「行政財産目的外使用許可書（案）」を御覧ください。

2 使用料の納付

使用料は、本市が発行する納入通知書により支払うものとし、年度毎に、年額を一括で前払い納付するものとします。なお、納期限については、原則発行日から20日以内となります。

使用料を納期限までに納付しない場合は、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例に基づき延滞金が発生します。また、事業者の責に帰すべき理由による許可の取り消し又は事業者の都合により、許可期間内に許可を廃止する場合において、使用料の返納は行わないものとします。

V 本事業における仕様

1 使用物件

所在地	使用面積	地目等	最低使用料
岡崎市羽根西新町23番の内	350.0 m ²	登記地目：公衆用道路 都市計画区域：市街化区域 用途地域：商業地域	278,529円 (年額)

資料1「物件調書」も御覧ください。

2 使用用途

- ・有料時間貸駐車場として整備し、機械による管理を行うものとします。

3 使用期間

使用期間（許可期間）は、令和5年10月1日から、令和10年3月31日までとします。

4 土地の使用料

行政財産目的外使用料は、公募により決定した事業者の見積書記載金額とします。ただし、初年度は、年額使用料を日割りにした金額とします。

5 駐車場の整備

- (1) 舗装（市施工）後の引き渡しとなります。

当初、市による施工はアスファルト舗装としています。復旧時の仕様については、市と協議し決定してください。

- (2) 舗装以外の駐車場運営に必要な整備、機器購入等にかかる費用は事業者の負担とします。

引込柱までは市にて設置しますが、引込柱以降の配線については事業者にて設置してください。

- (3) 整備にあたっては、騒音や振動、生活時間等に配慮し、近隣住民及び通行人・通行車両への迷惑及び危険防止に努めてください。また、防犯の面も考慮し、必要に応じて防犯カメラ等の設置も検討してください。

- (4) 整備にあたり近隣住民等からの問合せや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めてください。

- (5) 必要に応じ、誘導員等を配置してください。

- (6) 使用期間中に機器の更新等を行う場合は、事前に市に相談してください。

- (7) (1)から(6)までのほか、整備の条件については、資料3「整備にあたっての条件」を御覧ください。

6 駐車場の管理運営

- (1) 導入機械についての指定はありませんが、精算機については電子決済に対応しているものにしてください。

- (2) 区画割は1枠を2.5m×5m以上とし、一般車用の駐車スペースを13台、身障者用の駐車スペースを1台分確保してください。

- (3) 駐車料金については、市と協議して決定してください。また、設置目的を果たすため、次の料金設定を行ってください。

①駅前広場の混雑緩和を目的としているため、入庫後15分以内の出庫は無料としてください。

②時間あたり料金（日中、夜間）については周辺駐車場の最高値の料金以上で設定してください。また、24時間当たりの最大使用料金を原則、1,500円以上で設定して下さい。

- (4) 利用者からの問合せについて、24時間対応できるコールセンターを有し、緊急時は遠隔操作等にて速やかに対応できるようにしてください。

- (5) 近隣住民に対する配慮をしてください。例：騒音、排気ガス、車両照明の反射、ごみ等への対策をおこなう
- (6) 近隣住民等からの問合せや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めてください。
- (7) 駐車場で事故・事件が発生した場合は、当事者、警察等への対応を行うとともに、市へ報告してください。
- (8) 事業者の費用負担により、施設賠償責任保険に加入してください。
- (9) 防犯カメラで記録をする場合、データ等の個人情報については、万全の管理を行ってください。
- (10) (1)から(9)までのほか、管理運営の条件については、資料4「管理運営にあたっての条件」を御覧ください。

7 使用許可の取消し又は変更

次の項目のいずれかに該当する場合、使用許可を取消し又は変更する場合があります。

- (1) 選定に関し、不正な行為又は虚偽の申請があったと判明した場合
- (2) 法令の規定、本要項等に記載された内容に違反した場合
- (3) 事業の継続が困難と市が判断した場合
- (4) その他、市と事業者が協議し、取消し又は変更が妥当と判断した場合

8 原状回復

事業者は原則として最終年度の3月中旬から原状回復工事に着手し、許可期間の満了日までに完了するものとします。また、原状回復工事終了後には、市と立会をし、確認を行うものとします。

市が使用許可を取消した場合は、事業者は市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければなりません。

ただし、事前に本市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

9 損害賠償

事業者は、使用許可書及び本要項等に定める義務を履行しないことにより、市及び使用物件等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならないとします。

10 費用負担

駐車場の整備及び管理運営に関する費用（各種届出に関する費用含む。）は全て事業者の負担とします。なお、光熱水費等については、必要に応じ事業者が契約し、直接、契約先へ支払うものとします。

11 制限事項

(1) 転貸等の禁止

駐車を整備又は管理運営する権利を第三者に譲渡、転貸することは禁止します。

(2) 法令等の遵守

駐車の整備又は管理運営にあたり、駐車法等の関連法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守し、必要となる許認可の取得、届出、点検その他の法令等に定める事項を実施しなければなりません。

12 その他

(1) 届出事項

次に該当する場合は、事業者は書面により速やかに市に届出てください。

- ・本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- ・地位について相続又は合併による包括承継その他の変動を生じたとき。
- ・本許可に伴い設置する機器を変更するとき。

(2) その他

この要項に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度、市と事業者で協議するものとします。

VI 募集に関する問合せ先

岡崎市まちづくり推進課 管理活用係 担当：谷川

住 所 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所西庁舎1階

電話番号 0564-23-7240

E-mail machizukuri@city.okazaki.lg.jp